

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月3日

岩手県一関児童相談所長 中軽米 奈美子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
岩手県一関児童相談所庁舎清掃業務
- (2) 履行場所
岩手県一関児童相談所（岩手県一関市竹山町5番28号）
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要
「委託業務仕様書」による。
- (5) 入札方法
業務名を『岩手県一関児童相談所庁舎清掃業務』とした総価入札に付する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規定（昭和58年岩手県告示1327号）の定めるところにより競争入札参加資格基準に係る審査を受け、令和4・5・6年度庁舎等管理等業務資格者名簿に清掃（庁舎）業務の有資格者として登載されている者であること。
- (3) 入札日現在で、一関市又はこれに隣接する市町（奥州市、陸前高田市、西磐井郡平泉町又は気仙郡住田町）に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下、「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

- (7) この公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体の施設において、延べ面積500平方メートル以上の建築物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有するものであること。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、令和7年3月12日（水）午後5時までに次の書類を岩手県一関児童相談所長に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、岩手県一関児童相談所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格申請書（様式第1号）
- (2) 令和4・5・6年度委託契約に係る競争入札参加資格（庁舎等管理業務）決定通知書の写し
- (3) 一般廃棄物収集運搬に係る許可証の写し（一関市内において有効なもの）
- (4) 建築物の清掃業務に関する履行実績届出書（様式第2号）
- (5) 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第3号）

提出された書類による確認の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、その結果は令和7年3月14日（金）午後5時までにFAXにより通知するものとする。

4 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

岩手県一関児童相談所

〒021-0027 岩手県一関市竹山町5番28号 電話番号 0191-21-0560

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和7年3月19日（水）午後1時30分

- (2) 場所

岩手県一関児童相談所2階 プレイルーム（岩手県一関市竹山町5番28号）

6 入札保証金に関する事項

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札等に関する照会先

岩手県一関児童相談所

〒021-0027 岩手県一関市竹山町5番28号 電話番号 0191-21-0560

(5) 落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 調達手続の中止

令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。